

願いから動きへ

2018.5.1
48

こうやって関わりを
持ったんだから最後までやろう

奥羽教区では毎年春先に青森市内にある松丘保養園を訪問し、園に入所されている方々と交流会を行なっている。年々参加者が少なくなり、この先の交流会の持ち方をどうすればいいのか、松丘保養園の自治会で懇談していた時のことだ。私が「これから交流会の在り方を考えなくてはならないですね」と言った。皆が「そうだな」と思う中、「こうやって関わりを持ったんだから最後までやろう」という声が上がった。声の主は自治会長の石川勝夫さんだった。

「最後まで」とはどういうことだろうか。それは問題が解決するまでということになるのだろうか。では、ハンセン病問題はいつになったら解決と言えるのだろうか。療養所は高齢化が進んでいる。新たに入所される方がほほ居ないことから現在入所され



松丘保養園での交流会の様子
(2015年5月)

ている方が亡くなると、園に入所者は居なくなる。ハンセン病の方が居なくなることで私たちは忘れてしまうのではないだろうか。それが最後までということになってしまふのだろうか。「最後まで」の言葉の意味を、今も考えている。

「形を変えて現れてくる差別に目を光らせていただきたい」

この言葉は長島愛生園におられる鈴木幹雄さんの言葉だ。「らい予防法」は1996年に廃止され、同時に真宗大谷派は「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を表明した。あれから20年以上が経ち、ようやく家族の方々が声をあげ、「ハンセン病家族訴訟」が熊本地裁に提訴されている。裁判は私たちに差別や偏見の根深さを教えてくれる。ハンセン病問題はまだ終わっていないのだ。「最後まで」の言葉には、私たちの根源にある迷いをきちんと見据えて欲しいという願いが掛けられているのではないだろうか。

宗祖の『教行信証』後序は静かにそのことを語りかけているように思う。

前に生まれん者は後を導き、後に生まれん者は前を訪え、連続無窮にして、願わくは休止せざらしめんと欲す。無辺の生死海を尽くさんがためのゆえなり

（『教行信証』化身土巻『真宗聖典』401頁）

「謝罪声明」から20年以上が経った今、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題に向き合う自分自身の在り方をあらためて学び直すことは多いのではないかと。「最後まで」という言葉には悲しみもあるが、共に生きようという強い思いと励まし、宗祖の「無辺の生死海を尽くさん」という思いが込められているように聞こえた。

「ハンセン懇」広報部会 本間義敦

座談の視点

その人を憶ひてわれは生き
その人を忘れてわれは迷う

金子大榮

「最後まで」関わりを持つとは、その人を憶い、伝え続ける歩みを通してでしか明らかにならないのではないのでしょうか。さらにそれは、今の自分の課題になつていないものをも伝え続ける歩みなのかもしれないと思います。ですが、日々の生活に追われ、そこに一人の人がいるということ忘れて歩みを止めてしまうのも私たちではないでしょうか。しかし、課題は常に私たちを揺さぶり続けています。ハンセン病問題をとおして、日常の中に潜む差別・偏見の問題を憶いおこし、一緒に考えてみませんか。

本紙の第一面は、それぞれの同朋会などで活用いただけるように構成や内容を検討し、様々な視点から課題を提起しています。ぜひコピーするなどしていただき、座談の場などで活用ください。

小笠原登の事績に学ぶ②

「癩は不治ではない」——。これは、国のハンセン病強制隔離政策に反対し、ハンセン病は治療できる病気だと訴えた医師であり、真宗大谷派の僧侶でもあった小笠原登氏（1888～1970）の言葉です。

前号と今号にわたって、あらためて小笠原登氏の足跡をたずねます。

医は仁術なり

ハンセン病隔離政策に抗した医師、そして大谷派の僧侶でもあった小笠原登氏。小笠原氏は疫学に優れ、世界のハンセン病医療の動向に通じていました。そして、何よりもハンセン病患者のことを思っていました。私費を投じて薬を買い、遠くの患者であつても診療のために駆け付けていました。

小笠原氏は患者を素手で触診されていました。著書『漢方医学の再認識』（洋々社、1963年）には、一人の患者から詩を送られたとあります。その詩には、「長病を得て遠く故郷を離れ、久しく療養に心を悩ませてゐることは誠に堪へられぬ」「人間、もと是れ、真病無し。唯、痴生、迷妄の情有るのみ。観じ去り観じ来れば空又寂。風軒、謾に望む、白雲の軽きを」とあります。これを受けて小笠原氏は、「事々物々、あらゆる存在が健病・善悪・賢愚・美醜・邪正等を問はず、其の俛にして絶対であつて、神聖にして犯すべからざるものである。従つて健病・善悪・賢愚・美醜・正邪等の言辞を立て、これに思ひを繋ぐことは、理に達せざる愚人の迷言に過ぎぬと云はねばならぬ」と応えています。この著書には「医は仁術なり」という言葉もあります。小笠原氏にとつて、

医学は仁術、つまり人の命を救う慈しみの道であり、まさに仏道だったのでしよう。

ハンセン病は、ある意味で社会が作り出した病気です。「らい予防法」によつて、不治であり、伝染し、遺伝する怖い病気だという間違つた認識が生み出され、その意識が今も私たちの社会を覆っています。小笠原氏は、そのことを「理に達せざる愚人の迷言」と見抜いていたのでしよう。かつてハンセン病は「業病」「天刑病」と言われていました。小笠原氏は、その詩の「痴生」「迷妄」という言葉から、そのように言われた私たちの社会を厳しく問いかけています。あらゆる存在が「絶対であつて、神聖にして犯すべからざるもの」、つまり、全ての人が尊いのだと述べています。これは、親鸞聖人が願われた「御同朋・御同行」の世界ではないのでしょうか。このような眼差しは、圓周寺の温かな伝統、お念仏の教えに育まれたものでしょう。

小笠原氏は医師として治療に当たり、国策という壁を前に苦悩を抱えながらも、目の前の一人の人を見失いませんでした。一人の尊き人として出会つた念仏者だつたように思われます。この世の闇にもがき苦しみながらも、どこまでも一人の人と出会つていく歩み。小笠原氏は、現在の私たちにそのことを願っているように思います。

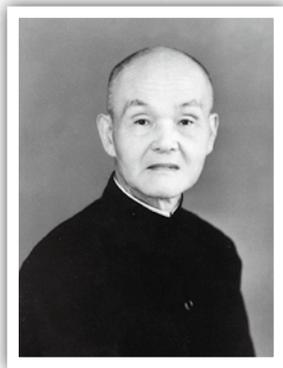
「ハンセン懇」広報部会 稲葉亮道

（おわり）

※1 疫学…疾病・事故・健康状態について、地域・職域などの多数集団を対象とし、その原因や発生条件を統計的に明らかにする学問。（『広辞苑』より）

※2 謾…あざむく、だます、たぶらかす。ことの核心にふれずにことばをひきのばすの意味。（『新版 漢語林』より）

※3 小笠原登 ハンセン病強制隔離に抗した生涯 真宗ブックレット No.10（東本願寺出版）、『孤高のハンセン病医師—小笠原登「日記」を読む』（藤野豊著・六花出版）、NHK ETV 特集『らいは不治にあらず～ハンセン病隔離に抗った医師の記録』（2016年）



小笠原登

(1888～1970)

京都帝国大学医学部卒業後、同大学医学部皮膚科特別研究室助教授となり、1948年まで在職。ハンセン病の発病は体質を重視すべきことや不治ではないことを主張し、当時行われていた患者の強制隔離政策に反対した。京大退官後、国立豊橋病院へ移る。1957年から奄美和光園の医官となり、日本画家・田中一村とも交流をもった。※3



患者を診察する小笠原登氏



ソコクトにある「救癩塔」。像は大天使ミカエル。大天使ミカエルは聖書の黙示文学に分類される「ダニエル書」に登場する。

エスでした。換言すると、「抑圧と差別のない社会、自由と平等の国、それっていいですよね」（真宗大谷派僧侶・菱木政晴氏の言葉）となるでしょう。その具体的な行動は、病氣の人に付き添い手

● 連載 ●
宗教者と救らい思想
〈最終回〉

キリスト教と救らい思想 ②

カトリック横須賀三笠教会司祭 浜崎眞実

日本のハンセン病隔離政策において、宗教の「救らい思想」が果たした役割はどのようなものであったのか。キリスト教が歩んできた歴史について、前号から今号にわたり、カトリック横須賀三笠教会司祭の浜崎眞実さんに「執筆いただきました」。

前回は、皇室の果たしてきた役割から「救らい思想」を考えました。今回はキリスト教の「救らい思想」の源流に目を向けます。

キリスト教の救済論の問題

キリスト教には終末論と黙示思想^{※2}を背景とした人間観と世界観があります。そしてそれに基づく救済論（＝悔い改めた罪人「洗礼を受けた信者」は罪のゆるしによって救われ永遠の命を与えられる。それに対し、罪人「非信者」には地獄の苦しみとして永遠の罰（＝地獄）を与えられています。その救済論の土台となる人間観と世界観はナザレのイエスの生き方とは異なります。ローマ帝国支配の時代に人間による人間の支配ではなく、神の支配（＝「神の国」）を宣べ伝えたのが、人間イ

当てをすること、差別され排除された人との共なる食事と福音書は描いています。それは、歪められた関係性を再形成し、見失われた（いのち）を関係の中で生かされて在るように再統合することでした。境界線を無くし、あるいは変更して「居場所」をつくったのです。それに対してキリスト教は誕生と十字架での死と復活で枠をつくりま

す。すなわちクリスマスとイースターによって罪の赦しがもたらされ人類の救いを成し遂げたと説明します（贖罪論^{しよざいろん}）。そこでは生前のイエスの活動を見失い、差別と抑圧に無関心でイエスを救済者（メシア／キリスト）と誉め讃えます。いわば干潟のような居場所を埋め立ててしまったのです。

犠牲の論理と救らい思想

「救らい思想」は「犠牲の論理」を土台とした贖罪論による救済を説きます。イエスの活動や使信（メッセージ）にある「無条件の生存の肯定」の世界を指し示すものではありません。社会学者の野崎泰伸さんは「犠牲とは、交換や譲渡がでないもの、しないものを、その社会においてそれ

ができるようにする力」と定義します。そして、身体や生命や尊厳という交換不可能なものを交換可能な貨幣のようなものに換え、美談に仕立て、そうした「交換」を社会に埋め込んでいく装置が「犠牲のシステム」と説明します（『共倒れ社会を超えて』）。医師であった神谷美恵子さんの「らい者に」という詩はその典型でしょう。ハンセン病とされた人を救済の対象にしつつ、その人の病は私たちが罰として受けるはずのものを交代してくれたと表現します。メシアとしてすすんで犠牲を引き受け、代わりに病を担ってくれたと苦しみを意味づけるのです。ハンセン病を患った方に「代わってくれたんですね」と言って、「お返ししますよ」と応答されたらどうするのでしょうか。そういう返事がこないのを見越しての発言（詩作）だと推察されます。それほどに政治的権力的立場（ポジショナリテイ）の強いところにいるのが神谷美恵子さんです。そのことを見ないと、あの詩に感動してしまいます。

「救らい思想」は犠牲を美化し他者に苦難を強いたり、抑圧と差別による苦しみに特別な意味を付与します。その上で社会の歪みを受容し諦めを促すよう機能してきました。自らは犠牲にならないポジションにいたので、抑圧と差別による社会の歪みは見えず、差別構造そのものは不問にされ温存されます。キリスト教が、人間の尊厳を大切にしている社会に向けて協働できるようにするには、ナザレのイエス、つまり人間イエスの再発見が課題でしょう。（おわり）

※1 浜崎さんは今年(2018年)4月に、カトリック相模原教会から横須賀三笠教会に異動されました。

※2 黙示思想 紀元前2世紀頃からイエスの活動した紀元1世紀に流行した。これはごく簡単に言うと、歴史を「この世」と「来るべき世」に、人間を「義人」(善人)と「罪人」(悪人)に二分し、この二元論的世界観に基づいて勸善懲惡の応報思想を貫徹するものである。

※前号と今号に連載いただきました浜崎眞実さん、ありがとうございました。(編)

ハンセン病回復者支援センターの活動をとおして ①



大阪にあるハンセン病回復者支援センターは、社会福祉法人済生会支部大阪府済生会が、大阪府と大阪市の事業を受託して活動しています。今回は、支援センターが大阪府から受託している「里帰り事業」について、支援センターでコーディネーターとして活動している加藤めぐみさんに「執筆いただきます」。

個別里帰りを開始して6年目、里帰りする人は増加

ハンセン病療養所には、大阪府出身者や社会復帰していた時に大阪で生活していた人々が組織する浪花会なげわいがあります。他の県では「〇〇県人会」と言っているところが多いようです。2016年度当初は、8園に52人（3月1日現在は45人）の浪花会会員がおり、浪花会会員を対象に療養所ごとに2泊3日の日程で里帰りをを行い、入所前に居住していた場所、思い出の地などの訪問、親族・知人との面会・懇談や墓参りをされています。ハンセン病療養所入所者里帰り事業は、2016年度は4,210,000円の予算で決算額は4,652,448円でした。赤字です。赤字が出た場合は受託法人が負担することになっています。

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会
ハンセン病回復者支援センター

コーディネーター 加藤めぐみ

支援センターの職員が毎年、大阪の名産品を手土産に浪花会会員がいる園を訪問。個別面談を実施して、里帰り事業への希望を聞き取り、それぞれの希望に沿った里帰り事業を実施しています。里帰り事業には、支援センター職員が2人随行。ホテルには職員1人が宿泊。必要な時は、職員を増員したりボランティアも同行しています。2012年度からは個別対応を実施しています。その方の希望に沿って、お一人でも里帰り事業として実施しています。なぜなら、グループで行動することが苦手な人もいるからです。

個別で里帰り事業を始めたきっかけは、認知症が進んできた方がグループでの行動がしづらくなり、個別での対応を迫られたからです。ある入所者の方から「大阪で暮らす娘二人が同行するので、ぜひ里帰りさせてほしい」という要望があったのが2011年でした。グループの皆で観劇



2015年度の里帰り事業で、ひ孫を抱く金泰九さん。
岡山県瀬戸内市の長島愛生園で、2016年11月19日、90歳で亡くなられた。
金泰九さんは朝鮮半島生まれで、12歳の時に父親を頼って日本に渡った。戦後発病し26歳で愛生園に収容されて以降、園で生活した。
「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の原告で、強制隔離の歴史や差別・偏見と闘い続けた一方、若い世代と積極的に交流するなど、ハンセン病を語る「語り部」としての活動にも力を入れた。
著書：『在日朝鮮人ハンセン病回復者として生きたわが八十歳に乾杯』（牧歌舎、2007年）

に行ったのですが、娘さんが二人付いてくださっていても劇場では1時間と座っていることができず、ずっと外で散歩をしながら終わるのを待っているという状態でした。そういうことがあり、次年度からはご本人と娘さん二人の個別対応の里帰り事業を始めました。その方は「〇〇ちゃん、食べたか？」と娘さんに親としての気遣いを見せられたり、昔、大阪で働いていた頃の話をしてくださいました。じっくり思い出の地を訪れたり、親戚と実家で会ったり、墓参りしたのがよかったのだと思います。他の入所者の方々も、個別だったら気兼ねなく行きたい場所にいけるし、足底潰瘍の処置や足指や手指の保護もしてもらえるとこのとで、個別対応の里帰り事業が増えてきました。2016年度は、6園の浪花会会員が9回に分かれて参加。合計21人で、内訳は浪花会15人、浪花会会員の配偶者2人、療養所職員4人でした。2017年度は、6園の浪花会会員が12回に分かれて参加。合計25人で内訳は浪花会19人、浪花会会員の配偶者2人、療養所職員4人でした。

これとは別に入所者の方に費用は出させていただきますが、個人的に大阪に帰りたいという希望があれば支援センターでサポートしています。2017年度は5回行い、8人の方が大阪に帰られました。

「また来てな」 里帰り事業の大切さ

個別で里帰り事業をするようになり、2泊3日を共に過ごすので、いろいろな話を入所者の

方とすることができました。家族や親族の方とご一緒する機会もできました。親族の家やご実家に一緒に訪問することもありますし、ご家族が宿泊しているホテルに会いに来てくださる場合もあります。昨年、10年以上里帰りをされていなかった方が大阪に帰って来られました。療養所に入所したことにより、夫のもとに息子を置いてきたままだったその人は、久しぶりに会う息子を思い、前日は眠れず、当日も「息子に会ったら何をしゃべったらいいやろ」「生活はちゃんとできてるんだらうか？みすぼらしい恰好をしてきたらどうしてやったらいいかなあ」等々、心配ばかりされていましたが、会ってみると「うちの鼻と同じやなあ。よう似てる」「似ていらんところがよう似てしもたなあ」と自分そっくりの息子の顔を見て嬉しそうにしておられました。

また、「ずっとときようだいは自分のことを嫌っているから会いたくない」と言っておられた方は、思い切つてきょううだいが入院している病院に面会に行きました。お姉さんが帰り際に「また来てな」と言ってくれるのを聞いてからは、毎年病院に会いに行つて、会話を楽しんでおられます。個別対応をしたら、入所者の方お一人おひとりのご希望に沿った所に行けますし、それをきっかけに親子、きょうだい、親族との関係もまた近いものになることもあるのではないのでしょうか。全国の都道府県では、里帰り事業すら実施しないところが出てきています。里帰り希望者がいないからというのがその理由ですが、本当に希望していないのでしょうか。地方公共団体は里帰り事業を実施する努力をして欲しいと思います。

(つづく)

原告が訴えかけるもの①

2016年2月、ハンセン病回復者の家族によって熊本地裁に国賠訴訟が起こされました。裁判が進む中、弁護団がご家族への聞き取りを進めていく中で明らかになってきた現状や家族の思い、課題、そして弁護士としての思いを、弁護団の大槻倫子弁護士に執筆いただきます。



熊本地裁に向かう原告団と弁護団
(第1回口頭弁論期日／2016年2月15日)

ハンセン病家族訴訟弁護団 おおつきのりこ
大槻倫子

ハンセン病隔離政策の過ちが断罪された2001年5月の熊本地裁判決から15年。2016年2月および3月に、568名のハンセン病家族が、国の誤った隔離政策により家族も被害を被ってきたと、謝罪と損害賠償を求め、熊本地方裁判所に提訴しました。

北海道から沖縄まで、これだけ多くの方が声を上げられた、という事実自体が、長い間、社会の偏見・差別に晒され、苦難の人生を歩んできた「家族」がどれほど多くおられるのか、ということを私たちに突きつけるものでした。

2016年10月以降、裁判の期日が開かれるたびに、原告代表が意見陳述でその被害を訴えてきました。またこの間、可能な限りの全ての原告から聞き取りを重ね、人生被害をまとめた陳述書を提出してきました。

幼い頃から親の病気を理由に、近隣や学校、親戚からもいじめられ、差別され続けてきた原告。

偏見・差別を恐れ、同居している家族や配偶者にも、ハンセン病だった家族がいることをひた隠しにしてきた原告。

夫と結婚して30年以上、親の病歴をひた隠しにしてきたある女性原告は、勇気を振り絞って訴訟に参加したものの、いつ夫に知られるか

と恐れて精神状態が不安定になり、聞き取り自体も困難を極めました。もし夫に知られてしまえば何もかもが壊れてしまう。薄氷を踏む思いで積み上げてきた人生が破綻してしまう。その恐怖は想像を絶するものです。

さらに私たちは、この裁判の提訴後、今も厳然として残る偏見・差別の現実をあらためて思い知らされることになりました。

幸せな婚姻生活を送っていたはずの30代、40代という若い世代の原告が、親の病歴が知られるや、たちまち相手の態度が豹変し離婚に至る。そんなケースが最近になっても後を絶たないのです。ある30代前半の男性の原告は、今回の提訴をきっかけに母親の病歴を妻に知られ、離婚を余儀なくされ、愛する幼い子どもたちとも引き離されてしまいました。

この過酷な現実を、「社会」の側の人間として、どのように受け止めるべきでしょうか。

2017年12月の第7回期日では、被害立証の総論証人として、東北学院大学准教授の黒坂愛衣先生に証言いただきました。2018年3月からはいよいよ原告本人尋問が始まります(本原稿は2018年3月上旬に記しています)。

本年中の結審をめざし、訴訟は山場を迎えます。是非、原告らの訴えに耳を傾けてください。

公正な判決を求める要請署名にも、是非ご協力をお願いします。

(つづく)

*ハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ
<https://hansen-kazoku-sosyou.jimdo.com/>



*ハンセン病家族訴訟応援団 Facebook
<https://www.facebook.com/familysupporter/>



●今後の口頭弁論期日(予定)：6月15日(金)／7月9日(月)*／8月6日(月)／9月10日(月)
「ハンセン懇」では、傍聴支援を続けていきます。ともに支援の輪を広げていきましょう！！

*7月9日(月)は、宮古南静園での出張尋問で原則非公開となっておりますので、ご注意ください。

この太鼓、たたいてみよう

ハンセン病関西退所者原告団「いちちょうの会」顧問 森敏治

この写真は、2012年頃、退所者の川島保さんとともに奄美和光園に行った時のものです。僕の記憶では、川島さんとの写真で一番新しい一枚だと思います。

奄美和光園での交流を終えて、お互いが夕食の時にあった太鼓に興味を持ち、「たたいてみよう!」ということになり、二人で手で支え合ってたたきました。その後は、川島さんに会う機会もなくなり、こうして一緒に写真を撮ることもなくなりました。

川島さんは長島愛生園の先輩です。川島さんは愛生園にあった新良田高校の1期生で、私は5期生でした。当時は顔を合わせたことはなかったのですが、私が1967(昭和43)年3月に晴れて愛生園を退所したのと同じ頃に、川島さんも一日退所されたそうです。でもその後、足にやけどをして再入所を余儀なくされたと聞きました。そのことさえなければずっと社会で生活ができたのと思いい心が痛みますが、2002年に社会復帰され、「いちちょうの会」

でも一緒に活動してきました。

1998年に菊池恵楓園、星塚敬愛園の13人の原告が、熊本地裁に「うい予防法」違憲国家賠償請求訴訟」を提訴しました。2001年5月11日の勝訴判決は、言うまでもなく、私たちの人間としての誇りを勝ち取ったものでした。

提訴を知ったとき、私自身は「出遅れた!」と思いました。ですので、すぐに原告の方に連絡を取り、関西の大槻倫子弁護士を紹介してもらいました。その時に川島さんが、僕が愛生園に在籍していたことを証明してくださり、原告になることができました。その時わかったのですが、川島さんも愛生園で国賠訴訟の原告として闘っていたのです。そのことを知って胸が熱くなりました。それから2年後だと記憶していますが、「いちちょうの会」で再び川島さんと会い、一緒に活動してきました。

2014年8月、川島さんは亡くなりました。もっと長く生きてくださったらもっと一緒に楽しめたのに、と思っています。今回、この写真を見て、川島さんと一緒にこの太鼓をたたいてよかったなあという思いが溢れてきました。

※本誌6頁で、大槻倫子弁護士に「ハンセン病家族訴訟原告が訴えるもの①」について執筆いただいています。

「ハンセン病家族訴訟」



公正な判決を求める要請署名の 中間報告と協力をお願い



真宗大谷派は、1996年の「らい予防法」の廃止を受けて、「ハンセン病に関わる謝罪声明」を表明しました。それ以降、ハンセン病回復者の方々の人権、および人間としての生活の回復のための取り組みを進めてきました。

このたび、「ハンセン病家族」の方々が、自身が受けてきた被害の回復のために「ハンセン病家族訴訟」を提訴されたことを受け、公正な判決を求める署名活動に宗派として協力することになりました。

『真宗』3月号において、署名運動の協力をお願いする記事を掲載しています。

2018年3月末日現在で、2,944筆の署名をお寄せいただきました（解放運動推進本部集計）。皆さまからのご協力に対しまして心より感謝申し上げます。裁判は現在も進行しています。引き続き一人でも多くの方の本問題へのご理解と、署名活動へのご協力をお願いいたします。署名用紙は2月末に寺院・教会定期直送便で送付しており、最終的には6月末に署名を集約いたします。さらに用紙が必要な場合は、解放運動推進本部（☎075-371-9247）または各教務所にお問い合わせください。また、署名用紙はしんらん交流館ホームページ「浄土真宗ドットインフォ」からもダウンロードできます。



参考



しんらん交流館ホームページ
「浄土真宗ドットインフォ」要請署名協力ページ
<http://jodo-shinshu.info/2018/03/05/12529/>

*6頁にハンセン病家族訴訟弁護団ホームページ／ハンセン病家族訴訟応援団 Facebook のアドレスを掲載しています。

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会 ネットワークニュース



真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会
ネットワークニュース『願いから動きへ』48号

発行日 ● 2018年5月1日

発行人 ● 草野龍子

発行 ● 真宗大谷派解放運動推進本部

〒600-8164

京都市下京区上柳町199番地
真宗教化センター しんらん交流館

TEL : 075・371・9247

FAX : 075・371・9224

E-mail :

kaiho@higashihonganji.or.jp

「ハンセン懇」広報部会 飯貝宗淳

ていきたいです。

「ハンセン懇」広報部会 飯貝宗淳

そういう中で私にできることのひとつが、ハンセン病問題を日々の会話の中で話題にしていこうと思っと思っています。あらゆる人がハンセン病について知り、その問題を考えることが問題の解決につながっていくと考えるからです。けれども、実際のところ何かをきっかけしないとなかなか話題にしにくいのです。今回の「ハンセン病家族訴訟」公正な判決を求める要請署名」への協力は、そのよいきっかけをもらったように感じています。署名を通じて宗派を問わず、ご門徒だけでなく近所の方々とも話し考えていきたいと思います。

あとがき

ハンセン病家族訴訟や黒坂愛衣さんの著作『ハンセン病家族たちの物語』等を通して、家族の方々にふれる中で、私が知らないだけで実際には身近におられるのではないかと思うようになってきました。もしかしたら私自身がそうであるかもしれないし、普段から顔を合わせている近所の方やお参り先の方がそうかもしれないですね。親族に患者がいたということを本人自身が知らないこともあるでしょう。

そういう中で私にできることのひとつが、ハン

セン病問題を日々の会話の中で話題にしてい

こうと思っと思っています。あらゆる人がハン

セン病について知り、その問題を考えることが

問題の解決につながっていくと考えるから

です。けれども、実際のところ何かを

きっかけしないとなかなか話題にし

にくいのです。今回の「ハンセン病

家族訴訟」公正な判決を求める要請

署名」への協力は、そのよいき

っかけをもらったように感じ

ています。署名を通じて宗派を

問わず、ご門徒だけでなく近所

の方々とも話し考えて

いきたいと思います。

「ハンセン懇」広報部会 飯貝宗淳

そういう中で私にできることのひとつが、ハン

セン病問題を日々の会話の中で話題にしてい

こうと思っと思っています。あらゆる人がハン

セン病について知り、その問題を考えることが

問題の解決につながっていくと考えるから

です。けれども、実際のところ何かを

きっかけしないとなかなか話題にし

にくいのです。今回の「ハンセン病

家族訴訟」公正な判決を求める要請

署名」への協力は、そのよいき